

1994年9月1日施行	2011年4月1日改訂
2002年12月18日改訂	2013年4月1日改訂
2006年6月29日改訂	2014年8月28日改訂
2007年3月16日改訂	2015年12月18日改訂
2008年6月1日改訂	2018年4月1日改訂

「環境情報科学」投稿規程

1. 適用

本規程は、「環境情報科学」への投稿に適用する。
なお、当センターの依頼による原稿は本規程の適用対象としない。

2. 投稿資格

筆頭著者は当センターの正会員、名誉会員、準会員、賛助会員またはその構成員で、当年度の会費を納入済みであること。

2 賛助会員またはその構成員（正会員および名誉会員を除く）が投稿する場合は、投稿数の上限を1口あたり年2編とする。

3. 投稿区分

投稿は下記の区分による。

① 研究論文：

環境情報科学に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で、目的、方法、結果、結論等が明示されており、学術的価値あるいは応用的価値が高く、独創性があるもの。

② 総説：

環境情報科学に関する知見をまとめた総説で、議論の前提、論理展開、結論等が明示されており、学術的価値あるいは応用的価値が高く、独創性があるもの。特定課題に関する研究動向、政策動向および地域動向に関するものを含む。

③ 短報：

環境情報科学に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で、目的、方法、結果、結論等が明示されており、速報することで学術的価値あるいは応用的価値があるもの。

④ 報告：

環境情報科学の分野における学術的研究・調査、計画・設計、技術開発に関する報告で、独創性あるいは今後の発展の可能性があるもの。

⑤ 論説（オピニオン）：

環境情報科学の分野における、複数の異論がありうるテーマや議論について、独自の新たな解釈、見解、提案を述べる、あるいは近年、出版された研究成果やデータについてより深みのある考察を行うことによって新たな見解を提示するものである。論説（オピニオン）はあるテーマについて広範なレビューを行うのではなく、さらなる議論を喚起するためのものである。

⑥ 質疑応答：

環境情報科学の研究とその応用の進歩に寄与するための誌上討論であり、過去6ヶ月以内に本誌に投稿された研究論文、総説、短報、報告および論説（オピニオン）（以下、論文等とする。）の内容に関する疑問、異論およびそれに関する応答を含む。

⑦ 資料：

環境情報科学の分野における研究、調査および実務等に関する紹介記事。

4. 投稿条件

投稿は使用言語に係わらず未発表のものに限る。ただし、以下の事項①～④のいずれかに該当する出版物等に掲載された原稿を本誌に相応しい形式に構成をまとめ直した原稿は、例外とみなし投稿することができる。この場合、投稿原稿の本文もしくは補注内に該当する印刷物・報告書等との関連について記すとともに、その旨の断りと該当する印刷物・報告書等の写しを添えて投稿すること。なお、投稿された論文がこの例外規定に合致しているか否かの最終判断は論文審査委員会が行う。

① 学位論文の一部。

② シンポジウム、研究発表会、国際会議等での口頭発表などに伴う審査付きでない印刷物等。

③ 大学の紀要、研究機関の研究所報告等で審査を経ずに部内発表したもの。

④ 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書等で、投稿者（連名発表者も含む）が著作権を有するなど、まとめ直して投稿することに支障のないもの。この場合には、委託先等からの承諾書等を添付すること。

また、「環境情報科学 学術研究論文集」や他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。

5. 原稿

(1) 原稿の執筆要領

原稿は、学術委員会および編集委員会が別に定める「環境情報科学執筆要領」にしたがって執筆する。この要領にしたがっていない原稿は受け付けない。

(2) 原稿の分量

投稿区分毎に以下のとおりとする。

① 研究論文：刷り上がり 6 頁以内を標準とし、最大 10 頁とする。

② 総説：刷り上がり 6 頁以内を標準とし、最大 10 頁とする。

③ 短報：刷り上がり 4 頁以内とする。

④ 報告：刷り上がり 6 頁以内を標準とし、最大 10 頁とする。

⑤ 論説（オピニオン）：刷り上がり 4 頁以内を標準とし、最大 8 頁とする。

⑥ 質疑応答：刷り上がり 2 頁以内とする。

⑦ 資料：刷り上がり 6 頁以内を標準とし最大 10 頁とする。

なお、刷り上がり頁数には、表題、著者名、要旨、図表、写真等を含める。

(3) 使用言語

日本語または英語に限る。

(4) 原稿の提出

別紙の投稿票 1 部および完全版下原稿（表題、執筆者名、要旨、図表、アブストラクト等も含む：別紙の執筆見本を参照に作成する）1 部とコピー 3

部を提出する。カラー印刷を希望する場合は、同部数カラーコピーを用意する。なお、審査の結果、採用となった場合には、別途、MS-WORD等の完全版下原稿の電子ファイルならびにPDFファイルを提出する。

(5) 原稿の返却

提出された原稿は原則として返却しない。

(6) 原稿の受付

原稿は随時受け付けるものとし、原稿が本センターに到着した日を原稿受付日とする。ただし、原稿受付日が偶数月の末日までの原稿を、翌月からの審査を開始する原稿とする。

6. 審査の方法

提出された原稿は、投稿区分別に、以下のような方法で審査する。

(1) 研究論文・総説・短報・報告・論説（オピニオン）の審査

1) 査読委員の選定

論文審査委員会は審査を適正に行うために、投稿された論文等1編に対し、論文審査委員から論文担当委員1名を定める。また、原則として、論文審査委員以外から、環境情報科学の研究・実務の知識および経験が深く、当該論文等の専門分野に近いもの2名以上を査読委員として選定して査読を依頼する。

2) 査読結果の報告

査読委員は、別に定める「環境情報科学投稿論文等査読要領」に示す内容にしたがって論文等の査読を行い、査読を承諾した日から原則として1ヶ月以内に、査読結果を所定の様式に記入して論文審査委員会へ提出する。論文担当委員は、その報告をもとに、原稿の採否等に関する意見を付して論文審査委員会に報告する。

3) 原稿の採否

論文審査委員会は、論文担当委員の報告結果に基づき、当該論文等の採否を審査し決定する。その過程においては、論文審査委員会から投稿者に対して原稿の修正等を要求することができる。また、論文審査委員会は、修正後再提出された論文等の審査に際し、必要に応じて再度査読委員を選定し、査読を依頼することができる。なお、審査の迅速性を鑑み、再査読の回数は原則1回までとする。ただし、報告および論説（オピニオン）については、原則として1回の審査で採否を決定する。

4) 修正原稿未提出時の取り扱い

論文審査委員会から指定された修正原稿提出期限を過ぎてもその提出がない場合は、原稿の採否に係わる審査をうける意志がないものとして取り扱う。

(2) 資料の審査

資料に関する審査、原稿の採否およびそれに関連する取り扱いは、編集委員会が行う。

(3) 質疑応答の審査

質疑応答に関する審査、原稿の採否およびそれに関連する取り扱いは論文審査委員会が行う。

(4) 原稿の掲載

審査の結果、原稿の採用が決定した日付を採用受理日とする。原稿の掲載は、原則として、投稿区分別の採用受理日順とする。

(5) 審査結果に係わる異議申し立て

論文等および質疑応答の審査結果が「不採用」の場合で、その理由に対して、投稿者が明らかに不当であると考えた場合には、不当とする理由を明記した書面をもって、学術委員会あてに異議申し立てをすることができる。異議申し立ては、原稿の採否の通知日より3ヶ月以内に行う。異議申し立てを受けた場合、学術委員会はそれに対する審議を行い回答する。

7. 著者校正

初校に限り著者校正を行う。

8. 別刷

原稿の採用の際に必要な部数を申し込む。

9. 著者の費用負担

以下の費用は著者が負担する。このうち①に関しては、論文等の場合の初回投稿時に納入する。また、②から④に関しては、原稿掲載後に遅滞なく別途納入する。いずれも郵便振替もしくは銀行振込で送金し、控えのコピーを提出する。

①論文等審査料：7,000円（資料および質疑応答を除く）に非会員の連名者1名につき3,000円を加えた額。

②論文等掲載料（標準頁内）：20,000円〔投稿区分：研究論文・総説・短報・報告・論説（オピニオン）・資料〕に非会員の連名者1名につき7,000円を加えた額。

③カラーページ印刷費用：実費

④標準頁数を超過した場合の追加掲載費用：10,000円/頁

⑤別刷作成費：30部まで（表紙付き）6,000円。それ以上については1部150円。

10. 審査料等の振込先

(1) 銀行振込の場合：

三菱UFJ銀行 市ヶ谷支店 普通預金 1135239

ゆうちょ銀行 019支店 当座預金 0075900

(2) 郵便振替の場合：00190-3-75900

口座名：一般社団法人環境情報科学センター

11. 著作権

環境情報科学に掲載された論文等に関する著作権の帰属および著作物の利用については、センターの著作権規程による。

12. 原稿提出先

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目2番7号

（一社）環境情報科学センター 投稿原稿受付係宛

付則

(1) 本規程に改訂の必要が生じた場合、編集委員会および学術委員会が審議し、理事会の承認を得て変更することができる。

(2) 論文審査委員会は学術委員会に本規程の改訂を要望することができ、また編集委員会と学術委員会における審議には求めに応じて協力する。